

令和元年8月

工事請負入札参加有資格者の皆さんへ

大阪市

電子マニフェストの利用促進に向けた工事の試行実施について

本市では、国が進める電子マニフェスト*について、より一層の利用促進に向けた取組みを進めています。（詳しくは[こちら](#)）

この取組みの一環として、建設局の下水管渠再構築工事及び水道局の配水管工事の一部から、試行的に電子マニフェストの利用を求めていきます。

- * 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に定める産業廃棄物管理票（マニフェスト）を電子化したもの

記

1 取組み内容

- ・試行の対象となる工事では、設計図書（仕様書）において、電子マニフェストの利用を明記します。（別紙参照）
- ・対象工事において、紙のマニフェスト伝票を使用する場合には、理由を付した届出書の提出を求めます。運搬業者や処理業者が未加入であることが理由である場合には、許可行政庁（環境局）からの加入要請を行います。

また、電子マニフェストを使用した場合よりも厳格な施工管理や処理実績報告を求め、電子マニフェストの利用についてインセンティブが働くような仕組みとします。

- ・環境局が抜き打ちで、対象工事の工事現場を立入調査します。

2 対象工事

- ・建設局の下水管渠再構築工事及び水道局の配水管工事の一部（設計図書に別紙の記載があるもの）

※ 今後の検証を踏まえ、対象となる工事（道路や公園工事）を拡大していきます。

3 実施時期

令和元年8月1日以降に公告する案件

4 その他

- ・対象工事以外の案件についても、契約時に、電子マニフェストの利用について協力を要請します。 ⇒ [詳しくはこちら](#)
- ・電子マニフェスト加入に関する詳しい内容は、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのホームページをご覧ください。 ⇒ [詳しくはこちら](#)

5 問合せ先

- ・マニフェストの適正運用、電子マニフェストの利用促進に関すること
環境局 環境管理部 環境管理課（産業廃棄物規制グループ） 06-6630-3284
- ・建設局発注の工事内容（設計図書等の内容）に関すること
建設局 企画部 工務課（工事監理担当） 06-6615-6461
- ・水道局発注の工事内容（設計図書等の内容）に関すること
水道局 工務部 工務課 06-6616-5730
- ・大阪市発注工事の入札手続きに関すること
契約管財局 契約部 契約課 06-6484-7424

【別紙】

(記載例) *

- 産業廃棄物の処理については、原則として、(財)日本産業廃棄物処理振興センター (<http://www.iwnet.or.jp>) が運営する「情報処理センター」への登録した産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）により行うものとする。
- 紙マニフェストを使用する場合には、理由を付した届出書を提出しなければならない。
また、処分業者の帳簿に本工事で交付したマニフェストの記録があることを実地に確認し、毎月一回、処分業者の確認を受けた「建設系廃棄物搬入集計表」を提出しなければならない。
- 電子マニフェストを使用する場合には、●●●●●（個別の案件において記載）の手続きを省略することができるものとする。
- 受注者は、産業廃棄物が適正に処理されているかどうかの確認を監督職員から求められたときは、これに応じなければならない。
- 本市が隨時に行う産業廃棄物適正処理に関する立ち入り調査に協力すること

* 個々の案件により若干の文言・様式の差異があります。